



三重県公報

平成28年3月4日(金)

号外

目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

監査委員公表

2 監査結果の公表

(監査委員) 1

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成27年11月16日から平成28年2月19日までに実施しました財政的援助団体等監査について、同年3月3日に県議会議長、知事及び公安委員会に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成28年3月4日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	服	部	富	男
三重県監査委員	津	村		衛
三重県監査委員	田	中	正	孝

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納、その他の事務の執行状況を基本とし、出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象年度

原則として平成26年度を主体とした。

(3) 監査実施団体及び実施期間

財政的援助団体等監査は、監査対象団体選定基準に基づき、30団体（内訳別表）を選定のうえ、平成27年11月16日から平成28年2月19日まで監査を実施した。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団体 数	監査対象 団体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の1/4以上を出資又は出捐しているもの	7	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	25
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	17	235
		30	291

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数235については、原則として、1事業1,000万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び1事業2,000万円以上を貸し付けた団体の合計である。

3 監査の実施方法

監査実施30団体のうち、実地監査11団体、書面監査19団体を次の方法により実施した。

(1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

(1) 出資(出捐)団体

- ・出資の目的に沿って事業が運営されているか。
- ・会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
- ・事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・施設の管理は、契約の目的に沿って適正に行われているか。
- ・料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
- ・基本協定書の成果目標は、達成されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・補助等の目的に沿って事業が実施されており、効果を上げているか。
- ・補助事業等の執行に係る会計事務は、適正に行われているか。
- ・補助事業の遂行状況、実績の確認等、県との事務手続は適正に行われているか。
- ・補助金等の額は、適正に算定されているか。
- ・補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別 表 [監査実施団体一覧]

出資(出捐)団体

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公立大学法人 三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成28年1月26日	実地
2	一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	地域連携部	平成28年2月19日	書面
3	株式会社 三重県松阪食肉公社	松阪市	農林水産部	平成28年1月27日	実地
4	公益財団法人 三重県水産振興事業団	津市	農林水産部	平成28年1月29日	実地
5	三重県漁業信用基金協会	津市	農林水産部	平成28年2月19日	書面
6	公益財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	雇用経済部	平成28年2月19日	書面
7	公益財団法人 暴力追放三重県民センター	津市	警察本部	平成28年1月27日	実地

公の施設管理団体(出資団体との重複なし)

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	公益財団法人三重県体育協会 (三重県営松阪野球場)	鈴鹿市 (松阪市)	地域連携部	平成28年1月27日	実地
2	三重県ライフル射撃協会 (三重県営ライフル射撃場)	津市	地域連携部	平成28年2月19日	書面
3	みえ中央市場マネジメント株式会社 (三重県地方卸売市場)	松阪市	農林水産部	平成28年1月27日	実地
4	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 (三重県営住宅(北勢ブロック))	鈴鹿市 (四日市市他)	県土整備部	平成28年2月19日	書面
5	伊賀南部不動産事業協同組合 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック))	名張市 (津市他)	県土整備部	平成28年2月19日	書面
6	三重県南勢地区管理事業共同体 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック・東紀州ブロック))	名張市 (松阪市他)	県土整備部	平成28年2月19日	書面

補助金等交付団体（出資団体、公の施設管理団体との重複 3 団体）

No	団体名 (補助対象名)	所在地	所管部局	監査実施年月日	監査実施方法
1	社会福祉法人実践 (優美)	津市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
2	社会福祉法人杏南会 (たちばな園あすか)	熊野市	健康福祉部	平成28年1月26日	実地
3	社会福祉法人三重済美学院 (済美寮)	伊勢市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
4	公益社団法人松阪地区医師会 (松阪看護専門学校)	松阪市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
5	医療法人永井病院	津市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
6	社会福祉法人豊津児童福祉会 (みらいの森学童クラブ)	津市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
7	学校法人梅村学園 (三重高等学校他)	名古屋市 (松阪市)	健康福祉部 環境生活部	平成28年2月19日	書面
8	学校法人みどり学園 (ゆたか幼稚園)	伊勢市	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
9	学校法人廣瀬学園 (名張よさみ幼稚園他)	大阪市 (名張市他)	健康福祉部	平成28年2月19日	書面
10	学校法人セントヨゼフ女子学園 (セントヨゼフ女子学園高等学校他)	津市	環境生活部	平成28年1月26日	実地
11	三重交通株式会社	津市	地域連携部	平成28年1月29日	実地
12	松阪市中山間獣害対策協議会	松阪市	農林水産部	平成28年2月19日	書面
13	社会福祉法人笠木御所桜会 (たきの里)	多気町	農林水産部	平成28年2月19日	書面
14	森林組合おわせ	紀北町	農林水産部	平成28年1月26日	実地
15	関東化學株式会社 (三重工場)	東京都中央区 (津市)	雇用経済部	平成28年2月19日	書面
16	大起産業株式会社 (木曽岬工場)	東員町 (木曽岬町)	雇用経済部	平成28年2月19日	書面
17	公益社団法人三重県観光連盟	津市	雇用経済部	平成28年1月29日	実地
【18】	【三重県立看護大学】	津市	健康福祉部	平成28年1月26日	実地
【19】	【公益財団法人三重県体育協会】	鈴鹿市	地域連携部	平成28年1月27日	実地
【20】	【株式会社三重県松阪食肉公社】	松阪市	農林水産部	平成28年1月27日	実地

【 】は出資団体、公の施設管理団体との重複団体

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

改善を要する事項

区分	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること	うち補助金等事務	計
団体に関するもの	10件	38件	(9件)	48件
所管部局に関するもの	10件	30件	(17件)	40件

詳細については、団体別の結果及び意見のとおり。

(1) 出資（出捐）団体

重大な過失は認められなかったが、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況が見込まれるものなど、経営改善を要する事例が見受けられた。

(2) 公の施設管理団体

重大な過失は認められなかったが、成果目標の未達成や、基本協定書に定める決算書類の提出遅延などの事例が見受けられた。

(3) 補助金等交付団体

補助金の返還を要する事案は認められなかったが、実績報告書の補助対象経費の記載内容に誤りがあるものや、交付決定前の事前着手に係る報告を怠ったものなどの事例が見受けられた。

2 監査の意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、指定管理業務に係る基本協定書や補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたと思われる各種書類の未作成や、提出遅延などの事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、チェック機能を再点検するとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

(1) 共通意見

事業の執行に関すること

出資（出損）団体において、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況の見込まれるものなどがあったので、引き続き経営改善に取り組まれたい。

〔 伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター、暴力追放三重県民センター 〕

出資（出損）団体において、理事長等が自己の職務の執行状況を理事会に報告していないものや、理事会に報告しているかどうか不明確なものがあったので、定款に基づき適時適切に報告されたい。

〔 伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県水産振興事業団 〕

会計事務等に関すること

正味財産増減計算書等の財務諸表において、勘定科目の記載誤りや注記の記載漏れなどがあったので、適正に表示されたい。

〔 三重県立看護大学、伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター 〕

備品管理において、購入時に検査の記録が行われていないものや、台帳への登録がなされていないものなどがあったので、適正に手続されたい。

〔 三重県水産振興事業団、三重北勢地域地場産業振興センター、
三重県体育協会 〕

個人情報管理において、台帳が未整備のものや、保護責任者等が報告されていないものなどがあったので、基本協定書や委託契約書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社、三重県漁業信用基金協会、
三重県ライフル射撃協会]

公の施設管理において、県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していたので、基本協定書に基づき事前に承諾を得られたい。

〔 鈴鹿亀山不動産事業協同組合、伊賀南部不動産事業協同組合、
三重県南勢地区管理事業共同体]

公の施設管理において、決算書類が期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重県ライフル射撃協会、鈴鹿亀山不動産事業協同組合、
伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体]

補助金等事務に関すること

交付要領等に定める補助対象者や補助対象経費が分かりにくいものがあったので、規定の見直しを検討されたい。

〔 健康福祉部]

三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあったので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、雇用経済部]

交付要領等に定める補助事業等状況報告書等が提出されていなかったので、適時適切に提出されたい。

〔 三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社]

補助金の実績報告書において、補助対象経費を誤って記載しているものがあったので、チェックを十分に行い、適切に報告されたい。

〔 廣瀬学園、セントヨゼフ女子学園]

(2) 団体別の結果及び意見

団体別の結果及び意見については、次ページ以下のとおりである。

出資（出捐）団体**【公立大学法人三重県立看護大学】**

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0%）
補助金	三重県看護師等養成所施設整備費補助金：12,397,000円 看護職員の養成力の充実を図るため、看護師等養成所の施設整備に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
交付金	公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：722,867,000円 三重県立看護大学の運営に要する経費を交付する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 財務会計規則で定める勘定科目と財務諸表に記載されている勘定科目に不一致があった。
個人情報保護	イ 委託先業者から個人情報保護責任者等の報告を受けていなかった。
補助金等事務	ウ 交付決定前の事前着手報告書が提出されていなかった。 エ 交付要領に定める工事進捗状況等の報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課、地域医療推進課)

(2) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

(3) 交付要領では、交付決定の際には要領に定める条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を記載し補助事業者に明示されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

(4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱では、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：89,217,000円（県出資比率：29.2%）

[監査結果及び意見]

(1) 団体は、経常収益の9割以上を使用料等の収入に依存しており、平成26年度の収入は、宿泊業務の廃止やヨットクルーザーの減少等により、前年度と比べ7,293千円(9.1%)の減となった。

その結果、一般正味財産増減額は4,983千円の損失となっており、平成23年度以降、4期連続で赤字となっている。

このため、県や津市、港湾管理者とも十分協議しながら、新規使用者の開拓のほか增收策について検討し、経営改善に努められたい。

一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

(2) 平成26年度の事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値を誤って県に報告しているので、今後十分に注意し適正に報告されたい。

(3) 理事長、副理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、平成26年度は副理事長と常務理事はそれぞれ1回しか報告されていなかったので、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。

(4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。
賞与引当金	ウ 賞与引当金が計上されていなかった。
未収金	エ 桟橋使用料等の未収金が発生していた。
現金保管	オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。

注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。

[所管部局に対する意見]

(1) 使用料等の収入減に伴い経常収益が大幅に減少しているので、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(2) 事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値が誤って県に報告されているが、目標の達成状況は出資法人の評価に関わってくるので、今後十分に確認されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(3) 理事会における副理事長等の報告について、定款に従って行われるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【株式会社三重県松阪食肉公社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：32,396,000円（県出資比率：32.4%）
補助金	県産食肉安定供給施設処理支援事業費補助金：38,250,000円 松阪食肉流通センターを安定的に運営するために必要な施設維持対策、経営対策、衛生対策に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

[監査結果及び意見]

(1) 平成26年度の営業損益は、前年度と比較して5,843千円改善したものの88,136千円の損失であり、これに県や関係市町からの補助金を加えることにより、54千円の純利益となっている。

安定的な経営基盤を確立するため、中期経営改善計画の目標に沿って、と畜解体頭数の確保など各種収益の増加に取り組み、引き続き経営の健全化に努められたい。

また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
財務諸表	ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったので、表示方法について検討されたい。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
資金運用方針	ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。
補助金等事務	エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 平成24年に中期経営改善計画（25～27年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、26年度の損益収支は、県や関係市町からの補助金を加えることにより、54千円の純利益となっている。

このため、団体が安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き経営改善について指導・助言等を行われたい。

また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

(3) 補助金等事務について、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

【公益財団法人三重県水産振興事業団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：1,490,000,000 円（県出資比率：51.5%）

[監査結果及び意見]

- (1) 第4次中期経営計画（平成23～26年度）における26年度の種苗生産目標と26年度事業計画における生産目標とでは数値に差異が見られた。
このため、第5次中期経営計画（平成27～33年度）について、ベースとなる第7次三重県栽培漁業基本計画が策定されたことから、早急に策定するとともに、既に策定されている27年度事業計画との整合を図られたい。
- (2) 理事長及び専務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、議事録等にその旨の記載がなかったので、今後は報告していることを明確にされたい。
- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	ア 備品の購入手続において、契約書に定める業務完了報告書が提出されておらず、検査の記録が行われていなかった。
受託事業	イ 委託契約書の種苗生産供給計画に記載された数量以上の生産をしたにもかかわらず、変更協議書を県に提出していなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 第5次中期経営計画が速やかに策定され、その内容が平成27年度事業計画と整合するよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：農林水産部 水産資源課)
- (2) 理事会における理事長等の報告について、定款に従い議事録等にその旨が記載されるよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：農林水産部 水産資源課)
- (3) 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託における生産数量について、委託契約で定めた計画数量以上の生産を受託者である団体が行っているにもかかわらず、変更協議がなされておらず、その結果、県に納入された代金が過少となっていたので、今後、適正な手続に努められたい。
(所管課名：農林水産部 水産資源課)
- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：農林水産部 水産資源課)

【三重県漁業信用基金協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：429,300,000 円（県出資比率：39.8%）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 委託契約書に個人情報保護に関する記載がなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 水産経営課)

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：7,000,000 円（県出資比率：31.8%）

[監査結果及び意見]

(1) 平成 26 年度の一般正味財産増減額は 1,036 千円の損失となっており、19 年度以降は赤字が続いているため、一般正味財産期末残高が 5,708 千円にまで減少している。今後、さらに老朽化に伴う施設・設備の修繕も見込まれることから、より一層の財政状況の悪化が懸念される。

安定的な経営基盤を確立するため、中期経営計画の目標に沿って各種収益の増加に取り組み経営改善に努められたい。

一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア リース取引が財務諸表に注記されていたので、注記の要否について検討されたい。
備品管理	イ 消耗性備品について、会計規程に定める備品台帳への登録が行われていないものがあった。

リース取引：物件の貸手（所有者）が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与える、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引のこと。

注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。

[所管部局に対する意見]

(1) 平成 19 年度以降、一般正味財産増減額は損失が続いているため、一般正味財産期末残高が年々減少している。収支両面から経営改善に努め、安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

（所管課名：雇用経済部 地域資源活用課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：雇用経済部 地域資源活用課）

【公益財団法人暴力追放三重県民センター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：738,100,000円（県出資比率：69.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 団体の財源は、その約8割を基本財産の運用益に依存しており、今後は低金利による運用益の大幅な減少が見込まれる。
大幅な収入減は団体の存続に関わる問題でもあるため、県と財源の確保について検討し、財政基盤の安定を図られたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
理事等の変更登記	ア 理事等の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の財源は、その約8割を基本財産の運用益に依存しており、今後は低金利による運用益の大幅な減少が見込まれる。収入の大幅な減少は、団体の存続にも関わる重要な問題であることから、財政基盤の安定について指導・助言等を行われたい。

（所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課）

公の施設管理団体

【公益財団法人三重県体育協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	<p>施設名：三重県営松阪野球場</p> <p>-----</p> <p>平成 26 年度指定管理料：20,700,000 円</p>
補助金	<p>スポーツ団体等活性化補助金：19,231,000 円</p> <p>-----</p> <p>アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るため、三重県体育協会の事業及び施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)</p>

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
備品管理	ア 会計規程に定められた消耗品備品管理簿及び物品出納簿による備品管理が行われていなかった。
契約手続	イ 見積書が提出される前に、契約伺の起案及び決裁が行われていた。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【三重県ライフル射撃協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営ライフル射撃場 ----- 平成 26 年度指定管理料：495,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。
諸規定の整備	エ 基本協定書に定める利用料金の收受に関する規定が整備されていなかった。 オ 基本協定書に定める文書の管理に関する規定が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【みえ中央市場マネジメント株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県地方卸売市場
	平成 26 年度指定管理料：なし

[監査結果及び意見]

基本協定書の成果目標について、市場の交流人口等、目標を下回っているものがあることから、積極的な情報発信やイベントの内容充実を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。

[所管部局に対する意見]

成果目標が達成できていない項目について、市場の交流人口などの増加に向けて目標を達成できるよう指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 農産物安全課)

【鈴鹿亀山不動産事業協同組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅（北勢ブロック）
	平成 26 年度指定管理料：208,304,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 住宅課)

【伊賀南部不動産事業協同組合】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀プロック） ----- 平成 26 年度指定管理料：256,568,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：県土整備部 住宅課）

【三重県南勢地区管理事業共同体】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック・東紀州ブロック） 平成 26 年度指定管理料：115,837,687 円 (南勢ブロック 89,988,389 円、東紀州ブロック 25,849,298 円)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
個人情報保護	ア 県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していた。
決算書類	イ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 住宅課)

補助金等交付団体

【社会福祉法人実践（補助対象：優美）】

財政的援助等の内容	
補助金	老人保健福祉施設整備費補助金：202,500,000円
	老人保健福祉施設整備を行う者に対し、施設整備に要する経費（工事費又は工事請負費）を補助する。（補助率 定額）
	三重県施設開設準備経費等特別対策事業費補助金：36,000,000円
	老人保健福祉施設開設準備に要する経費（備品購入費）を補助する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 事業開始報告書等が、交付要領に定める期限内に提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 長寿介護課）

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人杏南会（補助対象：たちばな園あすか）】

財政的援助等の内容	
補助金	老人保健福祉施設整備費補助金（H25 繰越分）：236,250,000円
	老人保健福祉施設整備を行う者に対し、施設整備に要する経費（工事費又は工事請負費）を補助する。（補助率 定額）
	三重県施設開設準備経費等特別対策事業費補助金：42,000,000円
	老人保健福祉施設開設準備に要する経費（備品購入費）を補助する。（補助率 定額）

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【社会福祉法人三重済美学院（補助対象：済美寮）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	社会福祉施設等耐震化等整備事業費補助金（H25 繰越分）： 社会福祉施設等の耐震化等及びスプリンクラーの整備に要する経費 を補助する。 414,501,000 円 (補助率 3/4)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

交付申請書の提出期限について、交付要綱・要領では別に定めるとされている
が定められていないので、期限を定め文書等により補助事業者に明示されたい。

（所管課名：健康福祉部 障がい福祉課）

【公益社団法人松阪地区医師会（補助対象：松阪看護専門学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	看護師等養成所運営費補助金：18,545,000円 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	救急医療機関活動補助金：238,000円 救急医療体制を確立するため、救急搬送患者の受け入れ等、救急医療機関として担う活動に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	三重県救急医療情報システム応需促進補助金：517,400円 三重県救急医療情報システムに参加し、休日・夜間等時間外に積極的に応需を行うための経費を補助する。（補助率 定額(加算あり)）

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 交付要領に定める補助金調書が作成されていなかった。、

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。、
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

(2) 補助対象者や補助対象経費について、交付要領等で明確かつ分かりやすく規定されたい。
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【医療法人永井病院】

財政的援助等の内容	
補助金	医療施設耐震化整備事業費補助金：458,349,000円 二次救急医療機関等の耐震化整備に要する経費(工事費又は工事請負費)を補助する。 (補助率 定額)
	救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金：2,583,000円 病院群輪番制等に参加する病院の開設者が同制度の維持のために行う救急担当医の確保に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)
	新人看護職員研修事業費補助金：530,000円 病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人豊津児童福祉会（補助対象：みらいの森学童クラブ）】

財政的援助等の内容	
補助金	放課後児童クラブ整備費補助金：15,704,000円 放課後児童健全育成事業を実施するための施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 2/3)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

補助金交付決定前の事業着手について、その報告が必要な対象が明確でないので、交付要領等で分かりやすく定め、補助事業者に示されたい。

(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

【学校法人梅村学園（補助対象：三重高等学校、三重中学校、梅村幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立高等学校等振興補助金：571,020,000 円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等授業料減免補助金：5,055,800 円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等入学金補助金：1,485,000 円 経済的困窮の新入生徒の入学金軽減に係る経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園振興補助金：30,227,000 円 私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【学校法人みどり学園（補助対象：ゆたか幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立幼稚園振興補助金：52,369,000 円
	私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）： 600,000 円
	子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金：4,704,000 円
	心身障がい児への特別の支援に要する人件費等を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金：532,000 円
私立幼稚園における幼児教育の質の向上のための環境整備に要する 経費を補助する。 (補助率 1/3)	

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 実績報告書が、取扱要領に定める期限内に提出されていなか った。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人廣瀬学園（補助対象：名張よさみ幼稚園、青山よさみ幼稚園）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	私立幼稚園振興補助金：61,473,000 円
	私立幼稚園の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）： 1,200,000 円
	子育て支援事業の実施に要する人件費・教材費等を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）： 2,695,000 円
	預かり保育等推進事業の実施に要する人件費を補助する。 (補助率 定額)
	私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金：5,488,000 円 心身障がい児への特別の支援に要する人件費等を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。、

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。、
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人セントヨゼフ女子学園（補助対象：セントヨゼフ女子学園高等学校、セントヨゼフ女子学園中学校）】

財政的援助等の内容	
補助金	私立高等学校等振興補助金：215,256,000 円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校等授業料减免補助金：448,100 円 経済的困窮生徒に対する授業料减免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立高等学校教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）： 600,000 円 私立高等学校における教育改革推進に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	私立学校人権教育推進補助金（私立学校人権教育推進事業）： 334,184 円 私立学校における人権教育推進事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 私学課）

上記意見の後の 付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【三重交通株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	地域間幹線系統確保維持費補助金：235,535,000 円 生活交通ネットワーク計画に、確保又は維持が必要と掲載された運行系統の欠損見込額を補助する。 (補助率 1/2 以内)
	車両減価償却費等補助金：24,900,000 円 生活交通ネットワーク計画による補助対象購入車両減価償却費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【松阪市中山間獣害対策協議会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金：84,925,919 円 鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために要する経費を補助する。 (補助率 定額)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【社会福祉法人笠木御所桜会（補助対象：たきの里）】

財政的援助等の内容	
補助金	<p>森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：144,471,000円 新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築するため、木造公共施設の整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)</p>

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則では、必要があるときは、契約に関する事項について条件を付けるものとされているが、工事請負費の補助で、その必要性があるにもかかわらず何ら条件が付されていないので、一般競争入札で行う等の契約に関する条件を付けられたい。

(所管課名：農林水産部 森林・林業経営課)

【森林組合おわせ】

財政的援助等の内容	
補助金	<p>森林環境保全直接支援事業補助金： 65,579,681円 植栽、下刈り、枝打ち、間伐、森林作業道開設等による森林整備の実施に要する経費を補助する。 (補助率 4/10)</p>
	<p>森林環境保全直接支援事業補助金(H25 繰越分)： 35,071,340円 と同様</p>
	<p>森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：4,000,000円 間伐等の森林整備の促進や森林資源を活用した地域産業の再生を図るため、間伐等の実施及び森林作業道の整備、関連条件整備活動等に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)</p>
	<p>県単造林事業補助金： 1,189,464円 森林環境の保全に資するため、人工造林、樹下植栽、下刈り、枝打ち、間伐等に要する経費を補助する。 (補助率 4/10)</p>

印の金額には、代理申請・受領分を含む（ただし、は全額が代理申請・受領分）。

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【関東化學株式会社（補助対象：三重工場）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	<p>バレー構想先端産業等立地促進補助金：79,773,000円</p> <p>産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図るため、県内へ立地する先端産業分野の企業に対し、施設整備に要する経費を補助する。</p> <p>（補助率 15/100）</p>

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【大起産業株式会社（補助対象：木曽岬工場）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	<p>中小企業高付加価値化投資促進補助金（H25 繰越分）：10,684,000円</p> <p>中小企業が自らの経営戦略に基づいて新たに県内で設備投資を行う際に、その費用を補助する。</p> <p>（補助率 1/10）</p>

[監査結果及び意見]

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 軽微な変更の範囲を超えて補助対象投資額が減額されているにもかかわらず、変更の承認を受けていなかった。

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：雇用経済部 企業誘致推進課）

(2) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

（所管課名：雇用経済部 企業誘致推進課）

【公益社団法人三重県観光連盟】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	公益社団法人三重県観光連盟事業費補助金：14,000,000円 県内観光事業の健全な発達及び振興並びに地域の活性化を図るとともに健全な観光旅行の普及発達及び国際観光の振興の促進を図るため、三重県観光連盟が行う取組に要する経費を補助する。 (補助率 1/2)

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：雇用経済部 観光局 観光誘客課)

平成28年3月4日

三 重 県 公 報

号 外

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
